

特別支援教育だより

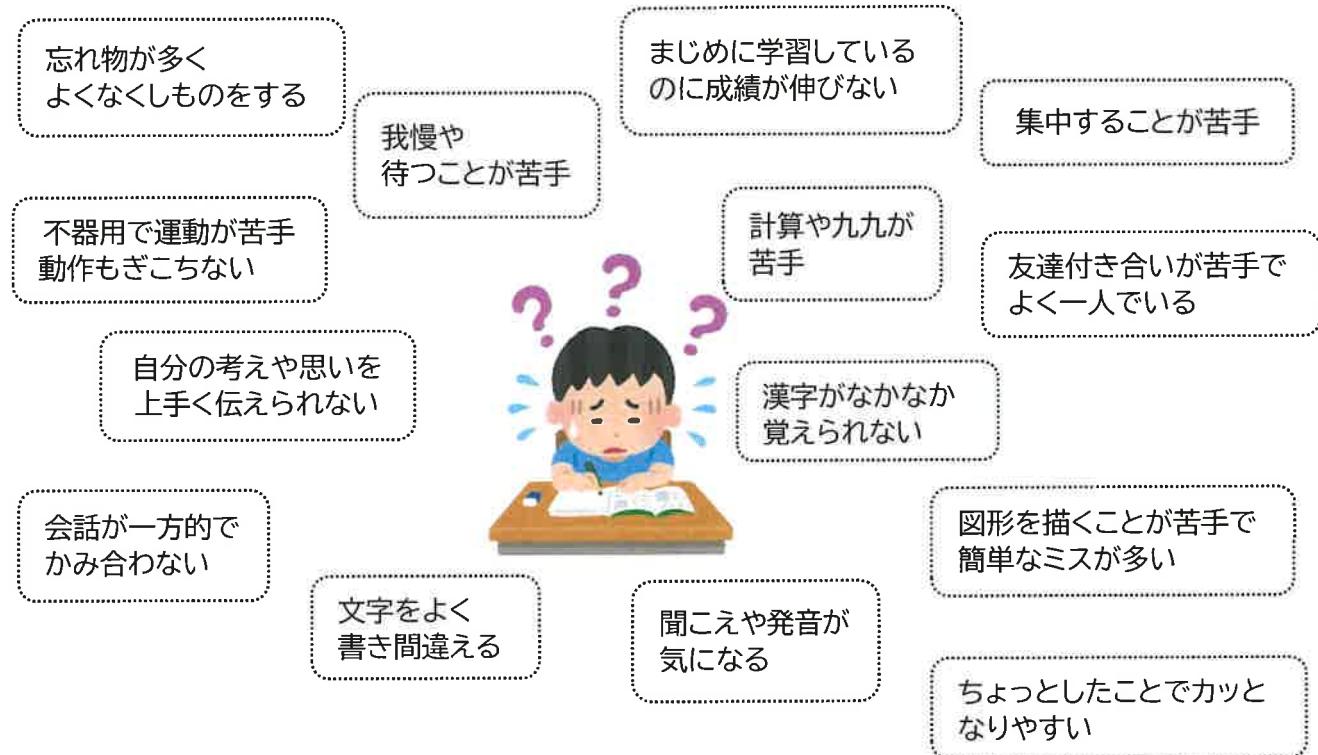
令和6年 5月 22日
発行:豊見城市立ゆたか小学校
特別支援コーディネーター

1 特別支援教育とは？

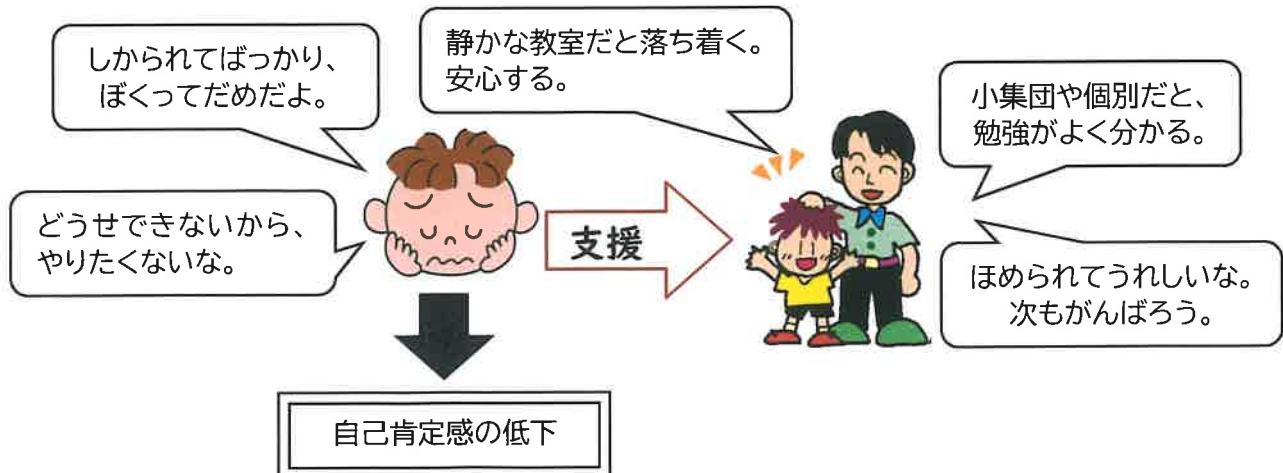
「特別支援教育」とは、特別支援を必要とする児童生徒一人一人の生活や学習上の困難の改善または克服のため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において実施されています。また、通常の学級に在籍する、学習面及び行動面、情緒面において気になる児童生徒も支援の対象になりました。

実際には、障害等に関する医学的診断の有無に関わらず、児童生徒が示す困難さに重点を置き、特別な教育的ニーズのある児童生徒一人一人に応じた指導や支援を行っています。

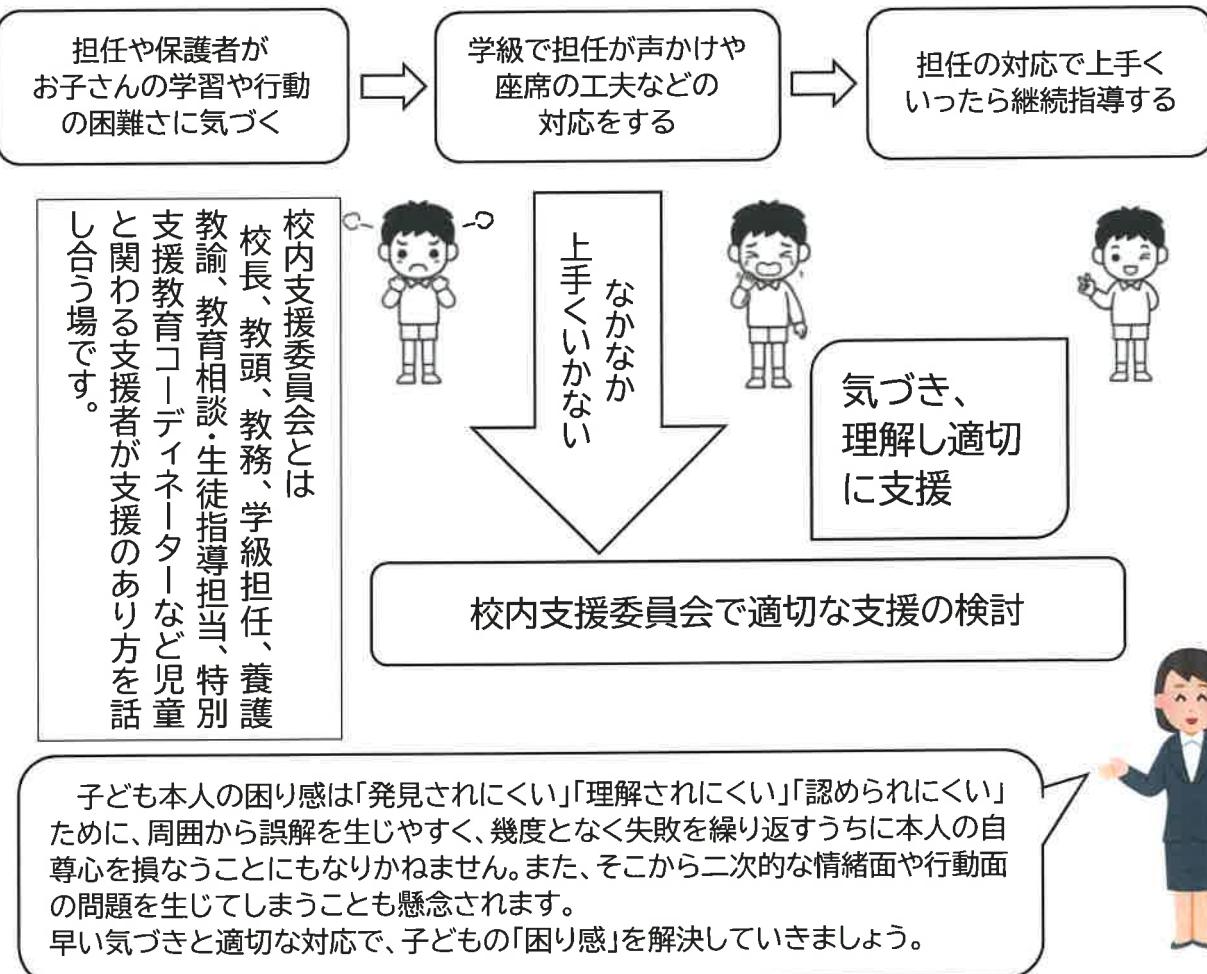
2 お子さんについて気になることはありませんか？



3 支援のねらい



4 支援体制



5 本校の学びの場

(1)通常学級

保護者と相談、さらに校内支援委員会で対応を検討し 担任を中心に支援をする。

(2)特別支援学級

児童の実態に合わせて個別の指導・支援を行う。(一クラス 8人以下)

- 知的障がい特別支援学級 (スマイル学級)
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級 (ハッピー学級)
- 言語障がい特別支援学級 (フロワー学級)

豊見城市
教育支援委員会へ
申請が必要です。
申請締め切り7月頭

(3)通級指導教室(在籍は通常学級)(フレンド教室)

児童の実態に合わせた個別の指導(自立活動)を週1時間程度行う。

教育支援委員会とは学びの場を特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室（通常学級）のどちらが望ましいか検討する場です。

※6／4 14：00より 市役所2階保健センターにて教育支援説明会が開催されます。
詳しくお聞きしたい方は、ご参加下さい。

※就学相談や教育相談をご希望の方は、

6月中に担任 又は 特別支援教育コーディネーターまでご連絡下さい。